

2016年2月22日

TPP交渉差止・違憲訴訟の会

TPP交渉差止・違憲訴訟 第3回口頭弁論期日 報告

■概要

2016年2月22日（月）、TPP交渉差止・違憲訴訟の第3回口頭弁論期日が東京地方裁判所103法廷において開かれ、第1回、第2回に続き、98名の傍聴席は満席となりました。

TPP協定は今年2月4日に12か国による署名に至り、各国での議会承認の手続き



に入りました。日本の場合、国会の承認を経て条約を批准し、締結に至ることになります。（発効には、2年以内に全12か国、またはGDP比85%以上の6か国以上の批准が必要）

本訴訟は、①TPP交渉の差し止め、②TPP交渉の違憲確認、③国家賠償の3つを請求の趣旨として昨年5月に提起したのですが、今回の署名で、TPP協定は協定の成文が得られ、交渉は終了したことになります。しかし一方で、原告らの基本的人権侵害の危険は、より一層切迫したものとなっています。

こうしたことを踏まえ、今回弁護団は、前述の訴え①・②を取り下げ、①被告はTPP協定を締結してはならない、②TPP協定の違憲確認、との訴えに変更する申立てを行いました。万が一にも、この申立てが却下される危険性もありましたが、裁判所はこれを認めました。被告側も、次回、反論の準備書面を出すとのことです。

また前回の法廷では、原告による意見陳述が認められなかったことから、今回弁護団は、陳述書ではなく、原告による準備書面として提出しました。対する被告側は、実質的に陳述書であり、原告本人による陳述を認めるべきではないと主張してきました。

被告側の意見について、訴訟代理人の辻恵弁護士は、民事訴訟法87条第1項で原則とされた口頭弁論主義、憲法82条で定められた「公開の法廷」を根拠に、「必要な範囲で陳述を認めるべきである」と、前回同様に反論を展開しました。

また被告は意見書で、準備書面で原告本人の陳述が認められれば、原告の本人尋問と同じ効果になるほか、法律的に整理されていないため訴訟を混乱させると主張してきました。これについて辻弁護士は「非常に制約的な屁理屈だ」と反論。1985年にアメリカ人弁護士のローレンス・レペタさんが、日本の裁判の傍聴席でメモをとることを認めるべきだとの裁判を起こした際に、国側は「裁判の静謐（せいひつ）を害する」「証人が委縮する」という同様の理屈で反論していたことを引用し、形式的に法律の解釈だけを当てはめて物事を切り捨てるような理屈は、「法匪（ほうひ）＝法の奴隷」であると強く批判しました。同時に、これを戒めるのが法曹の役割ではないかと裁判長に理解を求め、3分でも5分でも、原告の陳述を認めるよう迫りました。

裁判長は、両者の意見を踏まえて一旦休廷し、合議を行いました。判断は、原告本人による陳述は1人2分認め、代理人の陳述を含めて30分の陳述を認めるというものでした。原告側が陳述を勝ち取った形です。

陳述に立った原告の元外務省国際情報局長・孫崎亨さんは、ISDS条項



について陳述。日本国憲法第41条は、「国会は国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である」と定め、憲法第76条は、「全て司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置される下級裁判所に属する」と定めていますが、ISDS条項は、「憲法が定めるこれらの統治機構、原理と仕組みを根本から破壊するもの」と陳述。アメリカのエリザベス・ウォーレン上院議員も、「ISDS条項は、米国の法律に挑戦し、米国裁判所の関与なしに巨額を納税者から支払わせることになる」などと指摘していることを示し、その危険性は日本にも当てはまると述べました。



続いて陳述した原告のNPO法人アトピッ子地球の子ネットワーク事務局長・赤木智美さんは、食物アレルギーの患者にとっての危惧を訴えました。日本では2000年に食品表示がアレルギーの原因物質を表示するということになり、世界で初めて、10ppm以上のアレルギーたんぱく質がある

場合の表示を義務付けました。しかしこの基準の科学的根拠はいまだ証明できていないことから、今後、TPP が発効すれば「世界の水準に譲歩しろと言われかねない」との危機感を示しました。もしそうなれば、「私たち食物アレルギーの患者は、自分を守る行為ができなくなる。生存権を脅かされることになる」と訴えました。

最後に、生活協同組合パルシステム東京理事長・野々山理恵子さんは、母親の一人として、また協同組合の代表として、子どもたちの未来への不安を述べました。特に食の安全に関して、アメリカでは格段に多くの食品添加物が使用されていることや、米国では遺伝子組み換え食品の表示義務が一



切存在しない実態を説明。TPP が発効すれば、日本の食品関連の規制は貿易を阻害するものであり、食の安全が守られなくなる可能性がある」と指摘しました。実際、公開された TPP のテキストには、「検疫措置が貿易に対する不当な障害をもたらすことがないようにする」、「締約国との間で衛生植物検疫小委員会する」、「利害関係者と協議し、及び適当な場合には該当関連する事項について調整する」などの規定があることから、利害関係者である企業の意見によってルールが変えられてしまう危惧を述べ、「安全な食品を選択できなくなることは、生存権を侵害すること」と訴えました。

以上、3名の原告の陳述に続いて、原告代理人は、訴状を補充する形で提出した準備書面の陳述を行いました。

まず、竹内彰志弁護士は、医療分野において明らかになった点について陳述。TPP 協定文で規定された「特許期間の延長制度」、「新薬のデータ保護期間に関する制度」、「後発薬（ジェネリック薬）の承認時に、既存の特許権者に通知する特許リンケージ制度」が導入されることで、新薬価格の高止まりが続き、患者にとって負担が増す一方で、製薬会社の利益が保障されることになると述べました。また特許対象分野が拡大される可能性について、仮に特許法が改正されて新たな分野で特許権料が発生するとなれば、先端医療技術などの医療費が高騰し、多額の保険外負担が生じる可能性がある」と指摘。患者が公平に最新の医療を受ける権利を奪うことになると述べました。さらに、今後、アメリカ合衆国や他国の製薬企業が利害関係者として、TPP 協定案にある透明性というプロセスを盾にして、医薬品、医療機器の保険収載の可否や、薬価の公定価格の決定プロセスに影響力を及ぼすことを懸念。我が国の薬価制度に米国流のルールが持ち込まれ、新薬価格が高騰すれば、

患者負担増と医療保険財政の悪化を招くことなどを陳述しました。

続いて、石崎明人弁護士は、TPP が農林水産業に与える影響について総論を陳述。今回の TPP 協定文では、「締約国は、別段の定めを除くほか、自国の表に従って、漸進的に関税を撤廃する」などの、「例外なき関税撤廃」を実現するための規定が設けられる一方、関税維持の何らの担保もされておらず、農林水産業への影響は計り知れないと指摘しました。政府は「引き続き生産や農家所得が確保される」などと、楽観的な見通しを示していますが、各自治体や農業関係団体による独自試算では大きな影響が次々に出ています。また、そもそも農林水産省は、食料安全保障について、国民に食料の安定供給を確保することは、国の基本的な責務であるとし、国策として農業を保護してきた歴史があります。我が国の農業は、独自の気候や風土に合わせて作り上げられてきた伝統、文化そのものであり、農業従事者は、食料自給率と食料安全保障、国土の環境保全にとって重要な多面的機能を担いながら、国民の生存権（憲法 25 条）を実現する役割を担っていると指摘。その生業は、伝統や地域コミュニティとも密接に結びついており、憲法上の営業の自由・職業選択の自由（憲法 22 条 1 項）において、最大限尊重されなければならないと主張しました。

最後に今後の進行について協議が行われ、4 月 11 日の第 4 回口頭弁論期日に向け、原告は 4 月 4 日までに次回準備書面を提出し、3 月末までに次回以降の立証計画を提出することを確認。次々回以降の期日確保に向けた布石を打ちました。

閉廷後に行われた報告会で、辻弁護士は「これは、少なくとも 5 回目、6 回目の裁判があり得るということを確認したということだ」と報告。「裁判は 1 回 1 回の攻防が重要であり、国民的にもっと理解を広げていくために、裁判を続けることの意味が非常に大きい。意見陳述とともに、証人尋問、原告本人尋問を勝ち取ることが重要。今後も応援していただきたい」と呼びかけました。

終わりに挨拶した副代表の池住義憲は、「今日は成功だ。年内はしっかり口頭弁論を続けて尋問を勝ち取り、もっと原告の声を積極的に届けたり、人を紹介したりしていこう」と呼びかけ、裁判の主役はあくまで原告であることを訴えました。「世論を盛り上げ、法廷での弁論を豊かにして、弁護団が理論を構築していく。自衛隊イラク派兵差し止め訴訟でも、この『3つの論』で、裁判運動として突き進んだ。次の世代の人たちのために、さらに盛り上げて、内容を豊かにしていこう」と結んで閉会しました。

TPP 交渉差止・違憲訴訟 第3回口頭弁論期日 記録

※この記録は速記のため、実際の発言とは異なる場合があります。ご了承ください。

1. 開廷

裁判長 開廷します。まず前回から出た書面の関係で、27年12月25日付の原告の上申書について。前回留保していた原告準備書面の抗告訴訟を撤回するという事は、前回議論した部分は陳述しないということで、それを明確にするために陳述という扱いでよろしいですね。

辻恵弁護士（以下、辻） はい。

裁判長 それから、重複原告について変更をお願いしていた部分について。2月22日付で取下書を出していただいた点について、被告は同意ということによろしいですか。

被告 2点、確認したい。まず取下書については、同一の人物であったために取下げということによろしいでしょうか。もう1点は、原告番号59番の方については、同一事件内で名前が重複していることとなりますので、一つの訴えで2万円の請求を行っていることとなります。この2名分の訴えを取下げるとい主旨でしょうか。

酒田芳人弁護士（以下、酒田） 事務的な誤りですので、1人について取下げ、1人分の1万円の請求については残すという主旨です。

被告 そうすると、請求の縮減をされるということによろしいですか。

酒田 手続きとしてはそういうことになるかと思えます。

被告 被告の意見については、追って書面を提出したいと思えます。

裁判長 次に、原告の訴えの変更について、申立書の陳述ということですね。

山田正彦弁護士共同代表（山田） 陳述の前に、今、アメリカでは、再交渉の話がいよいよ出ているようですが、2月4日の署名でもう再交渉はない、確定ということによろしいですか。国側にご回答いただきたい。

被告 再交渉はないものと考えています。

山田 それでは、訴えの変更申立ての主旨、及び理由について陳述します。

裁判長 これについて被告は。

被告 この書面については、旧訴の取下げと訴えの追加的併合と解したうえで書面を提出したいと考えています。

裁判長 それから、原告から主張立証に関する上申書を出していただきましたが、これは拝見しました。また、書証の関係ですが、甲 A-32-1 から A-87-1 まで、これはいずれも写しということによろしいですか。

酒田 はい。ただ一部、証拠が欠けているものがあるため、それについては改めて提出します。

裁判長 それから準備書面ですが、代理人名義の第7、8準備書面については、後で代理人が口頭で述べられるということで陳述扱いにさせていただきます。問題は、第4から第6準備書面について、被告から意見が出ていますが、これについて被告は述べられますか。

被告 意見書の通りです。

裁判長 要は、実質的に陳述書なので、主張書面として認めるべきではない、仮に主張書面として扱うものであるにしても、原告本人が説明することを認めるべきではないということですね。

被告 はい。

裁判長 これについて、原告は何かありますか。

辻 第1回、第2回でもすでに何度も申し上げている通り、民事訴訟法87条第1項で、口頭弁論主義というものが原則としてあるということ。それから憲法82条で定められた「公開の法廷」を実効たらしめるためにも、何が原告の主張であるのかということが、必要な範囲で、要約的にであれ、口頭に明らかにされなければ、何が主張され、何が問題とされているのが傍聴席でわかりません。そういうことを含めて、口頭主義とそこから導かれる直接主義ということが、民事訴訟法の原則であろうと思います。

この点を踏まえれば、私たちは、裁判長の訴訟指揮にしっかりと応えて、必要な範囲で簡潔に要約的に対応してきたわけでありますから、ぜひとも認めていただきたいということが、繰り返しになりますが根本的な私たちの主張です。

加えて言えば、今回の被告の意見書では、例えば事実上、本人尋問を行ったのと同様の影響を及ぼす恐れがあり、他方、当事者はそのような懸念を抱くと書かれています。こんな形式的なことを言って、裁判長の訴訟指揮権の発動に対して、非常に制約的な屁理屈を言っているということについて、強く批判しておきたいと思います。

裁判長の訴訟指揮権を巡っては、裁判長も当時、法曹であられたから、よくお分かりになられていると思いますが、傍聴人が傍聴席でメモをとる権利があるのかどうなのかというところは、戦後ずっと争われてきて、1985年にローレンス・レペタさんという、アメリカの弁護士が日本の裁判を何回も傍聴して、許可が7回も出されたのにメモが禁止されるということがありました。その理由は、「裁判の静謐（せいひつ）を害する」「証人が萎縮する可能性がある」というものでした。今回、国が言っていることと同じ理屈ですよ。全く屁理屈であり、具体的な現実的な弊害を何も述べていない。こういうことを、私たちは「法匪（ほうひ）」であってはならない、つまり法の匪賊であってはならないということを戒めとしてきたわけです。これをそっくり国の代理人にしっかり受け止めてほしいと思います。こんな、法匪であるかのような主張で、原告の陳述を反対するなんていうことは、やるべきことではないと思います。

もう一度、申し上げます。やはり、納得のいく裁判が保障されなければならないということです。原告も、傍聴者も、ともに当事者なんです。そのことを保障するために、憲法32条、憲法82条があり、それを具体的にするために、刑事訴訟法や民事訴訟法のそれぞれの規定において、口頭主義、直接主義という原理・原則が謳われているんです。簡単に

でいいのです。原告の第 4、5、6 準備書面をそれぞれ 3 分でも 5 分でもいいですので、要約的に申し述べますので、ぜひ聞いていただき、原告の直接の声を表明させていただきたいと思います。

裁判長 被告は何かありますか。

被告 今、直接主義などを仰りましたけれども、被告としては、民事訴訟のルールによれば、各書面は実質的に準備書面に当たらないということを述べておりまして、口頭主義、直接主義を否定するものではありません。

辻 あなた方は、予備的に準備書面の主張として認められると言っているのではないですか。そういう要素があるということを認めているのではないですか。そういうことをこの期に及んで仰るといふことは、妥当ではないと思います。

山田 代理人でなくても、原告が準備書面を主張できるというのは当然の権利であり、訴訟の要件事実を全て網羅しているわけではないが、要件事実を満たしているわけですから、準備書面として当然、陳述を認めるべきだと思います。孫崎享さん、赤木智美さんが、この前も、今回も来ていただいています。2 分か 3 分でも、原告自ら準備書面の陳述ということ認めていただきたい。

裁判長 進行について協議しますので、2、3 分お待ちください。

(裁判官退席、協議)

裁判長 それでは、双方の意見を踏まえ、このようにしていただきたい。原告本人の準備書面については、陳述したうえで、各 2 分、まず言っていただいたうえで、それを含めて 30 分以内で原告代理人にお願いできますか。それではどうぞ。

2. 原告準備書面陳述

<原告第 4 準備書面>

孫崎享 私が決定的に許容することができないと考えるのは、ISDS 条項です。日本国憲法

第 41 条は、「国会は国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である」と定め、憲法第 76 条は、「全て司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置される下級裁判所に属する」と定めています。しかし ISDS 条項は、憲法が定めるこれらの統治機構、原理と仕組みを根本から破壊するものであり、その破壊作用と危険性は突出するものと考えます。

ISDS 条項がいかに危険なものであるかについては、アメリカのエリザベス・ウォーレン上院議員が、昨年 2 月 25 日にワシントン・ポストで発表しましたが、そこでは、「ISDS 条項の問題点は、米国の法律に挑戦し、米国裁判所の関与なしに巨額を納税者から支払わせることになる」「ISDS 条項は、外国企業は米国の法廷を乗り越えて、国際司法裁判所に訴え、もし企業が勝つとしたら、改めて米国の裁判所で審議することはできず、国際の仲裁裁廷によって、納税者に数百万ドルもの賠償金を支払わせることになる」「このような形で、ISDS 条項によってアメリカの国益が害される」と指摘していますが、この危険性は甚大な形で日本にも当てはまることは明らかであります。

国際仲裁廷は、平気で日本の法律を否定し、日本の裁判所の頭越しに、日本政府等に対して損害賠償を命じることができるものであり、これは決して許されるべきものではないと思います。

<原告第 5 準備書面>

赤木智美 私は食物アレルギーの患者と子どもの支援、23 年間、食物アレルギーの方の電話相談の活動をしてきました。私たちは食べ物の中にアレルゲンたんぱく質が入っていると、呼吸困難や意識障害を起こすため、食品を選ぶということについて日々、危険に晒される状態にいたのですが、日本では 2000 年に食品表示がアレルゲンの原因物質を表示するということになりました。その時、日本では世界で初めて 10ppm 以上のアレルゲンたんぱく質がある場合には表示が義務付けられました。2002 年に施行されて現在に至っています。世界の中で優れた表示です。

しかし TPP が締結されれば、世界の水準と日本の水準が全く異なるために、貿易の障壁になりかねないということを非常に懸念しています。世界の色々な観点から、その 10ppm が科学的根拠があるのかどうか検討しているのですが、科学的にも検知技術的にも証明できていないため、このままでは日本の法律が科学的根拠がないため世界の水準に譲歩しろと言われかねないと思っています。

日本の法律で決められたことが、世界から足並みをそろえろということが起こったときに、私たち食物アレルギーの患者は、今まで食品の中にアレルゲンたんぱく質がないという

ことを確認して選ぶという、自分を守る行為ができなくなる、安全ではなくなる、という状況に晒されるわけです。そうなった時に、私たちは生存権を脅かされると考えています。

今、患者は特に年齢の低い乳幼時期から多く、成人に向かって減っていくのですが、もし安全の水準が変わったとしたら、安全な表示に守られて10年間暮らした私たちは、新しい出来事に対して順応できるとはとても考えられません。ですから、私たちの今守られている食品の安全ということに対して、生存権が脅かされるということについて考えていただきたいと思います。私たちの人権が侵害されているのだと強く訴えたいと思っています。

<原告第6準備書面>

野々山理恵子 私は生活協同組合パルシステム東京の理事長をしております。地域で活動を行う母親の一人として、また協同組合の代表として今回の協定について大変危惧しております。子どもたちの未来の社会に責任を持つ大人として、子どもたちの未来がどうなってしまうのかということに、大変危惧を持っております。

特に食の安全に関して、食品添加物の問題があります。現在、日本の添加物は指定添加物と既存添加物と合わせて約800種類ありますが、米国には約3,000種類と言われていますが、格段に多くの添加物が許可され、使用されています。

また家畜においてはBSE問題やホルモン剤や抗生物質の使用問題、さらには穀物などでは遺伝子組み換え食物の問題があります。特に遺伝子組み換え食品については、米国では一切の表示義務が存在していません。表示をすると消費者に情報を与え、企業は不利になるからという理由です。

こうした、安全性に疑問のある食品を製造し、輸出しようとする外国の事業者にとって、日本の食品関連の規制は貿易を阻害するものであり、TPPが発効すれば日本の食の安全が守られなくなる可能性があります。

公開されたTPPのテキストでは、輸入食品の安全性を確認する検疫に対し、「検疫措置が貿易に対する不当な障害をもたらすことがないように」と念を押されています。さらに、TPP締約国との間で衛生植物検疫小委員会が設置され、さらに安全性を削ぐ変更が今後加わる可能性があります。

遺伝子組み換え食品に関して、TPP締約国間で情報交換の作業部会を作るとされており、情報共有化が進むとされていますが、それにより、表示を米国と同等化するようなさらなる圧力となる恐れもあります。特に第8章貿易の技術的障害の第12条にある、連絡部局が「利害関係者と協議し、及び適当な場合には該当関連する事項について調整する」との記述があり、利害関係者である企業の意見によってルールが変えられていくことを示してい

ます。

このように食の安全を守るための日本の規制や基準が、TPP によって変更を余儀なくされ、私たちが安全な食品を選択することができなくなることは、自己決定権を侵害し、憲法 25 条の生存権を侵害するものです。

食の安全以外にも、医療の分野でも利益優先の考え方が導入されれば、利の薄い産婦人科や小児科はさらに少なくなり、ジェネリック医薬品が抑えられて薬価が高騰するといったような、私たちの生存権に関わる問題となります。

さらに、このような危険な条約である TPP の交渉過程が、国民に対して一切秘密にされてきたこと、交渉過程で取り交わされた文書などの情報が秘密にされることは、私たち国の方針を民主的に決定するために不可欠な知る権利を侵害するものと考え、ここに陳述いたします。

3. 原告代理人準備書面陳述

原告第 7 準備書面 (TPP が医療分野に与える影響)

竹内彰志弁護士 本書面は TPP が医療分野に与える影響について述べるもので、本日提出しました TPP 協定文の第 9 章、10 章、11 章、18 章、26 章を踏まえて、訴状に補充して主張するものであります。また、訴状 50 ページ以下の違法性、72 ページ以下の権利侵害の補充としての書面となります。

まず 1 点目に、新薬の保護を強化する制度というものが協定文にあります。大きく分けて 3 つの制度があります。1 つ目が、特許期間を延長するように制度、2 つ目が新しい薬のデータ保護期間に関わるルールを構築せよという制度、3 つ目がいわゆる後発薬 (ジェネリック薬) の承認時に、すでにある特許権者に通知し確認するという制度です。

まず特許期間延長制度についてですが、アメリカ合衆国は、TPP 交渉過程で、薬の製造、販売、承認までの年数分、特許期間が「浸食」されていると主張し、浸食されていると判断される分だけ特許期間を延長するよう要求していました。

この点について、日本法の特許法 67 条においては、特許権の存続期間については特許の出願から 20 年をもって終了するとされていますが、特許の出願から市場に出回る承認までの期間は、基礎研究や動物実験、治験、承認審査を踏まえて約 10 年程度かかるとされています。そうすると、新薬が販売されてから特許期間は 10 年程度となってしまいます。それに対して日本政府は、最長 5 年間までの特許期間の延長制度があるので、国内制度への影響はないと説明していますが、市場に出回るまでの期間が「不合理な短縮」と認定された

場合、特許期間の延長は5年を超え、10年以上となる危険があります。特許期間の延長がなされると、新薬価格の高止まりが続き、患者にとって負担が増す一方で、製薬会社の儲けが保障されることとなります。

2つ目は、データ保護期間の創設という点です。本日提出した TPP 協定文では、データ保護期間は最初の販売承認から少なくとも8年間、または少なくとも5年間と他の措置をとることのいずれかを選ぶという制度になっています。日本政府はこの点について、新しい薬の承認から8年間がデータ保護期間として機能しているため、国内制度への影響はないとしていますが、しかしこれは「少なくとも」という表現から明らかなように、データ保護期間の下限についてのみ規定するものです。

アメリカ合衆国は、交渉時に、政府の承認から12年間は医薬品のデータを保護せよと要求していました。下限についてのみ規定しているのですから、実際にはアメリカでのデータ保護期間と同じ12年にすることも可能だという制度になっています。

3つ目は、後発医薬品を販売する際に、既存の特許権者に通知を義務付ける特許リンケージ制度の導入です。これは、新薬を開発した製薬企業が特許権侵害の訴えを起こした場合に、医薬品規制当局が製造販売の承認審査を停止するという制度です。これは日本の国内制度の変更を要求するものです。すでに米韓 FTA や米豪 FTA ではこうした制度が設けられています。これらのような制度の変更が設けられているということです。

2点目として、特許対象分野の拡大という点が挙げられます。この点について、TPP 協定案では、「産業上の利用可能性のある全ての技術分野の発明について特許を取得することができるようにする」と規定しています。一方で、「次のものを、特許を受けることができる発明から除外することができる」として、「人間又は動物の診断方法、治療方法及び外科的方法」を挙げています。このように TPP 協定案は「除外することができる」という規定になっていることから、締結国の判断によっては、特許を受ける対象にすることも可能になります。

例えばアメリカ合衆国では、「新規かつ有効な方法、機械、製造物若しくは組成物、又はそれについての新規かつ有用な改良」であれば、特許保護の対象としています。一方、日本は特許法 29 条で「産業上利用することができる発明」には該当しないとして、人間の診断・治療・手術方法は特許の対象から除外されています。すなわち TPP 協定案を前提とする場合、特許法改正などの国内制度の改正が必要となります。

仮に特許法が改正されて特許権料が発生するとなれば、先端医療技術などの医療費が高騰し、また公的保険財政が圧迫されます。多額の保険外負担が生じる可能性もあります。こうなると、多くの患者が公平に最新の医療を受ける権利を奪うことになるといったこと

が、明らかに迫っています。

3点目は、薬事への製薬企業による介入です。今後、アメリカ合衆国や他国の製薬企業が利害関係者として、TPP協定案にある透明性というプロセスを盾にして、医薬品、医療機器の保険収載の可否、あるいは薬価の公定価格の決定プロセスに影響力を及ぼすことが懸念されます。TPPの附属書の脚注には、「医薬品及び医療機器」の「透明性及び手続きの公正を保証することにより」、「締約国の保健医療システム又は医療費の優先順位を決定する締結国の権利を変更することではない」との一応の説明がありますが、これはこれまでの政府の説明と矛盾するものではありません。

現状、アメリカ合衆国の薬価は日本より高く、イギリスの約3倍に上っています。今後、我が国の薬価制度に米国流のルールが持ち込まれ、新薬価格が高騰することが仮にあるならば、患者負担増と医療保険財政の悪化を招くこととなります。

4点目に、ISDS条項導入による各国保険会社の日本政府への提訴という危険があります。医療分野で特に想定されるのは、日本政府の施策によって、民間医療保険や新薬の販売に影響を及ぼした場合です。

我が国では、厚生労働省が例外的に認めた混合診療として、先進医療が2015年12月現在108種類あり、これについて民間保険商品の先進医療保険が販売されています。仮に日本政府が公的医療保険制度を改正し、先進医療の多くを保険収載したことで、TPP加盟国保険会社が商品として販売していた先進医療保険の売れ行きが落ち込んで不利益を被ったとして、ISDS条項を発動して施策の変更や廃止を求めることが可能になることが懸念されます。

また、2016年の診療報酬改定で導入が予定されている「特例」医薬品の市場拡大再算定（巨額再算定）の制度改正のような、新薬の販売額を抑制する施策に対して、各国製薬企業がISDS条項を発動する可能性も懸念されます。

一方、日本の政府対策本部の概要では、「濫訴抑制につながる規定」が置かれていること、申立て期間を一定期間（3年6カ月）に制限することなど、ISDS条項に制約があるとしています。しかし、医療が「正当な公共目的」に該当するのか、あるいは投資家が提訴する自由をどの程度規制するのかなどは不明です。何より日本の司法権が及ばない国際仲裁法廷による裁量と、TPP委員会の条約解釈に判断が委ねられており、政府が行った規制措置が誤りであると認定される可能性は十分にあります。

最後に、営利病院自由化の危険というものがあります。第10章の「国境を越えるサービスの貿易」で、「原則全てのサービス分野を対象とした上で、適用されない措置や分野を附属書で列挙する方式（いわゆるネガティブ・リスト方式）を採用している」と説明してい

ます。

また市場アクセスでは、10章において、「サービス提供者がサービスを提供するに当たり、法定の事業体又は合弁企業について特定の形態を制限し、又は要求する措置を採用してはならない」と規定しています。

ネガティブ・リスト方式とは、「自由化しない」ことを TPP 協定で明記するか、日本政府が「将来留保」の対象にしない限り、自動的に自由化されてしまう方式です。例えば、営利目的の病院運営は、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポールなどでは禁止されていません。日本でもこうした病院が自由化される可能性があります。とりわけ、国家戦略特区において自由化される可能性が高くあります。

また「自由職業サービス附属書の概要」では、「資格を承認し、及び免許又は登録の手続きを円滑化」するため、「自国の関係団体に対し、他の締約国の関係団体との対話の機会を設けることを奨励する」ことを規定しています。つまり医療分野では、医師や看護師などの資格の相互承認に向けて、日本の医師会など関係団体による対話を促している協定になっています。

日本の公的医療保険制度の根幹部分である医療サービスの提供体制、専門職資格の相互承認などが「将来留保」の対象となるのか、現時点では明確に示されておらず、ネガティブ・リスト方式の適用範囲が拡大し、営利病院が自由化されていく危険があります。

原告第8準備書面（TPPが農林水産業に与える影響について1・総論）

石崎明人弁護士 TPPが農林水産業に与える影響の総論について、要旨を述べます。

この度明らかになった TPP 協定は、「例外なき関税撤廃」を実現するための規定が設けられていることが明らかになりました。第2章の協定文には、「いずれの締約国も、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、原産品について、原稿の関税を引き上げ、又は新たな関税を採用してはならない。」とされています。つまり、今後将来的に、TPP協定で定められた関税に関する合意を上回る関税を課すことは許されません。

今回明らかになった TPP 協定文では、日本の農産物の 2,328 の関税品目のうち、関税が廃止されるのは 81% の 1,885 品目に及び、このうち 51% の 1,195 品目までが即時撤廃されます。例外は 19% の 443 品目ですが、関税割当や税率削減、税率維持が一部にとどまるものもあるため、税率を完全に維持したといえるものは、わずか 156 品目しかありません。重要品目についても、568 品目のうち約 30% もの 174 品目で関税を撤廃しました。

さらに深刻に懸念されるのは、「締約国は、別段の定めを除くほか、自国の表に従って、漸進的に関税を撤廃する。」との規定です。それどころか、発効から 7 年語にアメリカなど

の求めがあれば、我が国はあらゆる品目の関税についての再協議をするとの規定が設けられています。つまり、規定上、単なる先延ばしにこそなれ、関税維持の何らの担保もされておらず、いずれは「漸進的に関税を撤廃」されてしまうという懸念があるのです。

こうしたドラスティックな「例外なき関税撤廃」による我が国の農林水産業への影響は、計り知れないものがあります。しかし政府発表では、各種の「対策により、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されるものと見込む。」などと、極めて楽観的な見通しが記載されています。コメに至っては、生産減少率0%、生産減少額は0とされています。

こうした楽観的な見通しがいかに成り立ちえないものであるかは、例えば米韓 FTA や NAFTA の例を見れば明らかです。原告らは、我が国の農産物に対する影響の具体的試算を行っているところです。一方で各自治体及び農業関係団体も独自の影響試算を行っており、国の試算とはおよそかけ離れた極めて大きな影響が次々に見積もられています。本準備書面では、静岡県、北海道、長野県、和歌山県、茨城県、滋賀県の影響試算について述べています。

我が国の農業の持つ大きな意義は、言うまでもなく外貨獲得よりも、食料自給率維持に資するという点です。我が国の食料自給率は、平成 26 年度は、カロリーベースで 29%、生産額ベースで 64%と、低調な数字を見せています。これは、主要先進国の中でも最も低い数字の根拠です。

農林水産省は、いわゆる食料安全保障について、国民に対して、食料の安定供給を確保することは、国の基本的な責務であるとともに、「食料・農業・農村基本法」においても、不測時において国が必要な施策を講ずることを明らかにしています。このように、食料自給率は、国家の安全保障の観点からも極めて重要な指針として、法律に基づき、国策として農業が保護されてきたという歴史があります。

我が国は温暖・湿潤な気候の下、コメをはじめとした農業に大変に適した国土に恵まれています。我が国の農業は、国家の安全保障の観点からも重要なものとして、伝統的に多くの人々がこれに従事してきました。

農業の機能は、食料自給率の充足にとどまるものではありません。いわゆる「農業・農村の多面的機能」として貨幣評価したところ、洪水防止機能が年 3 兆 4,988 億円、河川流況安定昨日が年 1 兆 4,633 億円、地下水涵養機能が年 537 億円、土壌浸食（流出）防止機能が年 3,318 億円、土砂崩壊防止機能が年 4,782 億円、有機性廃棄物分解機能が年 123 億円、気候緩和機能が 87 億円、保健休養・やすらぎ機能が年 2 兆 3,758 億円と、極めて重要な価値を持つことが明らかにされています。

TPP による例外なき関税撤廃は、我が国の農業従事者を壊滅的な状況に追い込みます。忘れてはならない重要な点は、我が国の農業は、我が国独自の国土の特徴、気候に適合して長い歴史の中で作り上げられてきたまさに伝統であり文化であることです。農業に携わる人々は、上述のような食料自給率と食料安全保障、さらには我が国の国土の環境保全にとって重要な多面的機能を担いながら、いわば国民の生存権（憲法 25 条）を実現する役割を担い、生業としてこれに従事してきました。

農業に生業として携わる農畜産家にとって、その資本となる生産資源は、代々受け継いできた土地や設備であったり、その家や地域のあり方や生活様式と密接不可分であることが一般であり、一定の流動性・可変性をもつ単なる仕事・職業とは本質的に違います。安易な自由貿易化により「生業」を破壊されることは、単純な職業選択や営業の問題にとどまるものではありません。伝統・生活様式・地域コミュニティとも密接に結びついた、憲法上の営業の自由・職業選択の自由（憲法 22 条 1 項）の一場面としても、とりわけ最大限尊重されるべき事業形態と言わざるを得ません。

また上述の農地法の制限からしても、TPP による関税撤廃は、財産権の問題ということもできます（憲法 29 条 1 項）。とはいえ、我が国の多様な農業、そして生産する農産物は広範囲にわたるものであり、個別の農業分野に与える影響も様々です。農業従事者の個別の権利侵害について、原告らは具体的に主張・立証していく準備をしています。

4. 今後の進行

裁判長 被告の方で対応していただくのが、先ほどの取り下げの関係と訴えの変更について。これはいつごろまでに対応いただけますか。

被告 本日から 2 週間以内に対応します。

裁判長 その他に、被告の方で予定されていることはありますか。

被告 原告の第 7、第 8 準備書面については、まだ検討は十分にできていませんが、今回に絞った反論は現時点では考えていません。ただ今後場合によってはまとめて反論することを検討したいと考えています。

裁判長 原告は次回期日までにはどういう予定になりますか。

酒田 それをお答えする前提として1点確認ですが、今回証拠として甲 A32 以下をお出ししているのですが、これは国の方が TPP の暫定仮訳を出していたのが、署名に先立ち新たに仮訳として公開されたものをお出ししました。これは前回は暫定仮訳でしたが、暫定がとれて仮訳になったものだと思いますが、これは、何か変更点があるのか。こちらとしても当然、今後の主張立証において、必要があれば従前のものとの変更点を検証しなければならない。以前、被告からは円滑な訴訟進行にご協力いただけるとのことでしたので、そのあたりを明らかにしていただければお願いしたいと思います。

被告 大幅な変更点があるかどうかについて。確たることは申し上げられないのですが、変更点はありますが、国の方で新旧対照表はありません。直ちに提供するというのは難しいです。

辻 現時点では仮訳です。正文というのはいつ出てくるのでしょうか。

被告 仮訳以上のものが出る予定はありません。

裁判長 それを前提にするとどうですか。

辻 今回の訴えの変更申立をしたということも含めて、請求原因等についての再整理をもう一段やりたい。また主張に関する準備書面において、医療や農業など 21 分野について随時準備書面 8 までを主張していますが、まだ公共調達や知的財産などその他の領域について出せていないので、準備書面を次回、次々回にかけて提出したい。それに合わせて、今日の時点では、十数名の証人予定の方々の名前を、裁判所にお分かりいただくために出しておりますが、もう少し具体的な尋問予定事項や何分ぐらい必要なのかという立証計画を次回、次々回にかけて準備したいと考えております。

裁判長 請求原因との関係で仰ったのは、訴えの変更をされた関係で、交渉というところが変わっているところを整理するということですか。

辻 そうです。

裁判長 そうすると、まずはそこを出していただけますか。ざっと見る限り、そう大きく変える必要はないと思われていますが。

被告 今、代理人の方で言われた現時点の証人予定者を提出したということですが、それは2月17日の主張立証に関する上申書の内容でよろしいですか。

辻 はい。

裁判長 今仰った原告の準備の関係で、次回期日は4月11日に予定されていますが、直前に出していただくと裁判所も読めないの、期日をご自身で切っていただけたら、それを厳守していただきたい。期日を切っていただけますか。

辻 請求原因の整理については、1か月。その他の準備書面については3月一杯。

裁判長 請求原因の整理については3月22日、その他の書面については4月4日でよろしいですか。被告の対応は2週間で出していただけると。

辻 4月4日は残っている領域の部分的な内容について提出ということにならざるを得ないと思いますので、その点はご了承ください。

被告 逐次、各分野について主張ということですが、大きな見通しとして、いつごろ全体の主張が終わる予定なのでしょうか。

辻 3月一杯を目処に、大体、この分野でこれぐらいという方向性を示したい。

被告 3月末に今後の主張立証計画をお示しいただけると。今日、原告本人が読まれた4、5、6の書面について、今後もこのような体裁で進行されるご予定なのでしょうか。

辻 はい、その予定です。

被告 被告としては、意見書を提出している通り、実質的には陳述書であり、このようなことは認められるべきではないと思いますので、裁判所におかれましては、その点をご考慮

のうえ訴訟指揮を考えていただきたいと思います。

裁判長 その点は、ご意見として拝見しておりましたが、準備書面として出したときに、これを制限できるかという問題と、仰るような実質的な証言になるかどうかは陳述の時間の長さ等にもよると思いますので、そこを考慮して、今日の判断はしています。それでは次回は4月11日ということで。

(閉廷)

2016年2月22日

衆議院第1議員会館大会議室

TPP 交渉差止・違憲訴訟 第3回口頭弁論期日 報告集会

「原告による陳述の突破口を開いた。裁判は1回1回の攻防が重要」

TPP 交渉差止・違憲訴訟の会 訴訟代理人

弁護士 辻恵

本日は、103号法廷が満席となり、14時30分から15時20分までやりとりを行いました。第3回期日を2月22日、第4回期日を4月11日に設定を入れさせたということが昨年の成果でしたが、今日の獲得目標は、4月に絶対打ち切らせず、5回目、6回目の期日を確保するための攻防ということが、焦点であると弁護団で確認して臨みました。



TPP が締結され、仮訳等が出たことで、元々の交渉を差し止めるという請求の主旨を変えざるをなくなりました。一応、交渉は整ったということになりますから、次は批准をするなということに請求趣旨を変え、それに沿って請求の根拠を整理する準備をしているということを裁判所に突き付けました。その請求の主旨の変更を認めない、却下をするという危険性も1%はありました。元々、TPP が締結されれば、批准に向けて請求の主旨を変えることを考えているということを書いてきたわけですので、万が一、却下するなどということがあれば、裁判所に非があるということをはっきりとできますので、99%そういうことはありえないと読んでいましたが、まずその訴えの変更ということを確認させたということが第一歩だと思います。

それに沿って、私たちの主張を整理するということと、21の分野について、様々な観点からTPPの内容がどんなに日本の社会と暮らしの仕組みを変え、基本的な権利を侵害するのかということ、具体的な分野ごとに主張を積み重ねていくということで、これまでもやってきましたし、今日も医療と農業の分野で、弁護団の準備書面を提出しました。まだまだ分野はたくさん残っているわけですので、今回は2つ、3つの分野について主張しますし、5回目、6回目と我々は準備しているんだということを理解してほしいということを裁

判所に申し入れたわけです。

結論的には、「どれぐらいの予定で考えているのか教えてください」と裁判長は言いました。私たちは、4月に提出する分については、11日の1週間前の4月4日までに書面を出します、としました。それ以外の分野については、次々回以降に主張立証の予定があるんだということを認めさせ、「3月末までにその立証計画の内容を出してください」と裁判所に言わせました。これは、少なくとも5回目、6回目の裁判があり得ることを確保したということだと思います。

そもそもこの裁判は1,000名を超える原告の方が色々な思いを持って参加され、1回目も2回目も200名を超える方が裁判所に並んで、100席の傍聴席を埋めてきたということがあります。そういう意味で、原告の必死の思いを、きちんと公開の法廷で裁判所に原告の言葉で伝える必要があります。それは集まっている人々にとっては、何が起きているのか、原告がどういう主張で訴えているのかということを知る必要があるのです。単なる弁護団と国側の代理人との法律的な言葉のやりとりだけでなく、具体的な実態についての必死の思いをきちんと口頭で発言をしていただいて、それを傍聴席で確認できるということが重要なんだということが、1回目からの攻防点でした。1回目については、3人について認めるということで実現しましたが、2回目は、原告の陳述は書面を出しなさいと、原告が陳述することは許さないということでかなりやりとりをしましたが、弁護団が作成した書面だけを陳述するというので提出しました。我々としては、もう一度裁判所と正面から必要性を議論しなければならないということで、今日の3回目に臨んだわけです。

名古屋裁判所での自衛隊イラク派兵差止め訴訟での闘いの成果や、岩月弁護士、池住先生からのアドバイスからもあって、原告の陳述を準備書面という形で出そうじゃないかと。弁護士が法律的にまとめて準備書面1、2、3と出してくれていますが、原告の方の思いを準備書面という形で出そうということになりました。孫崎享さんは準備書面4、赤城智美さんは準備書面5、野々山理恵子さんは準備書面6ということで、そういう体裁をとって出しました。

国の側は、これは準備書面と名前を付けているが、陳述書と同じであると、従って本来、本人が口頭で陳述することを認めるべきでないということで、潜り抜けるための方便でやっているのだから、こんなことが認められれば、実質的に原告の本人尋問が行われたのと同様の効果になってしまうし、原告本人の主張が準備書面の内容になってしまうと、法律的な争点についての整理ができていないから、訴訟を混乱させることになってしまうという反論をしてきました。それは屁理屈だ、そんなことは許されないという攻防をしました。

私が紹介したのは、アメリカ人の弁護士であるローレンス・レペタさんという方が、日

本の傍聴席でメモをとることを元々裁判所は禁止していたのを、7回許可の申請をしたが全て裁判所に却下されたということで、1985年に訴訟を起こした件についてです。メモをとる権利が認められるべきだということで日本で裁判を起こし、1989年に請求の主旨自体は負けたが、傍聴人がメモをとるのは憲法上の権利なんだと、憲法82条の公開の法廷の権利でもある、ということ勝ち取ったという事例を紹介しました。そのときに裁判所や国の側が言っていた理屈は、傍聴者がメモをとると、静かに行わなければならない裁判の性質を害するというものでした。また、傍聴者がメモをとると、証人が委縮してしまうというような、どこからそんな目線の言葉が出てくるのかというような理屈でした。私はそんな理屈は法匪だと申し上げました。形式的に法律の解釈だけを当てはめて物事を切り捨てていくという、法の奴隷のようなことを戒めるのが法曹ではないか、そういうことがこの裁判において国の代理人に言いましたし、実は裁判長に言っているわけですが、裁判長こそそういうことを理解すべきだと言いました。

裁判長は、一旦合議をするからと休廷になり、これはまた駄目だと言ってくるから異議を言わなければならないと思っていましたが、蓋を開ければ、一人2分間だけ原告自身の陳述を認め、代理人の陳述を含めて30分で終わらせろと言ってきました。前回の法廷は、弁護士もまとめて20分で、原告の陳述は認めないと言ってきたわけですが、今日はそこは突破口を開いたということで勝利感があります。

裁判は1回1回の攻防が重要であり、この裁判は、国民的にもっと中身の理解が広がっていくようにするために、裁判を続けることの意味が非常に大きいわけです。原告団や弁護団が問題点を明らかにしていくことが極めて重要で、一番の獲得目標です。本当は5回、6回、7回と続けていくために攻防を重ねていきたいと思えますし、それと同時に、証人尋問、原告本人尋問を勝ち取ることが重要です。サーニャさんや、カトウさん、鈴木宣弘さん、内田聖子さんなど、証人としてあらゆる分野でこの問題を明らかにしていただける方を予定者として考えているという旨の書面を出しました。その尋問を30分でも行うということが2つ目の大きな目標です。次回は4月11日の14時半、その次は恐らく6月に必ず行われると思えますので、ぜひみなさん応援してください。

「ISDS条項は、憲法が定める統治機構の原理を根本から破壊する」

元外務省国際情報局長

原告 孫崎享

私は15分ぐらいの書面を出していたわけですが、2分と言われましたので、その内容を

申し上げます。

今回の TPP 協定の内容は、アメリカを拠点とするグローバル資本の権利が最優先されており、日本の国民の権利がそれに従属する形で変容させられています。少なくとも現時点では、投資家国家間の紛争処理条項が日本の司法権を否定し、日本の憲法原理を破壊する極めて危険なものであり、絶対に導入すべきでない代物であるということは確信を持って言うことができます。

日本が締結しようとしている TPP は、関税自主権の放棄だけにとどまるものではなく、明治以前の治外法権の条約締結以上に、日本外交に汚点を残すものです。すなわち TPP 協定は、分野は関税に留まらず、経済全体の分野に及ぶこと、国際仲裁裁判所に委ねられていること、裁判の主たる基準は企業の利益が侵害されるか否かであり、生命、健康、労働者保護、地域発展という国家の政策を形成するに当たっては、尊重されるべき主張と価値観がほとんど考慮されないことなど、最大規模で国家の主権を譲り渡す取り決めなのです。



TPP 協定が有する前項の問題点に加えて、私が決定的に容認することができないのが、ISD 条項です。日本国憲法第 41 条は、「国会は国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である」と定め、憲法第 76 条は、「全て司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところに設置する下級裁判所に属す

る」と定められています。しかし ISD 条項は、憲法が定めるこれらの統治機構の基本原則と仕組みを根本から破壊するものであります。

ISD 条項がいかに不当で危険なものであるかは、アメリカのエリザベス・ウォーレン上院議員が昨年 2 月 25 日のワシントン・ポストで主張しています。そこにおいては、「ISD 条項の合意は、一段に多国籍企業に有利であり、有利というよりもっと悪く、米国の主権を損ねるものである。ISD 条項は米国の法律に挑戦し、米国の裁判所の関与なしに巨額を納税者から支払わせることになる。ISD 条項では外国企業は米国の法廷を通り越し、国際仲裁裁判所に訴え、もし企業が買ったとしたら改めて米国の裁判所は審議することができず、国際仲裁裁判所によって納税者に数千万ドル、あるいは数十億ドルも支払わせることになる」と、ISD 条項によって、アメリカの国益が害されると主張していますが、この危険性はより甚大な形で日本にも当てはまることは明らかです。

このように、日本の憲法 41 条、76 条、司法をないがしろにするものであるということ

を、司法当局に述べられたということは非常によかったのではないかと私は思っています。

「国産品という表示も、できなくなる恐れがかなり出てきた」

TPP 交渉差止・違憲訴訟の会 幹事長／弁護士共同代表

元農林水産大臣 山田正彦

ISD 条項に関して補足します。昨日、サーニャ・レイド・スミスさんと弁護士団で打ち合わせをしました。

最高裁判所は多国籍企業の訴えを退ける判決をしたとします。しかし、その件について仲裁裁判は最高裁判所の判断と違い、日本政府に賠償を求める審決を出したとします。その場合に、どちらが優位に立つのかという話をしました。この件については、岩城法務相が答弁に窮し立ち往生しました。

例えば医療保険の問題でアフラックなど多国籍企業が日本政府に賠償を求めても、最高裁判所が多国籍企業の訴えが不当であるとして却下したら、日本国内ではその訴えを執行できません。ところがサーニャによれば、次の段階で、アメリカ政府が日本政府に対して賠償請求をしてくると言います。それに日本政府が応じなかったら、アメリカは日本との貿易の関税に重複関税をかけて、例えば関税を 2 倍にするなど、関税分でその賠償を徴収するというのです。結果的に、日本は賠償を支払わざるを得ない、それが国際的なルールだと。

サーニャからは、これまで最高裁判所の判決に関するものだけで、24 件も ISDS 条項で仲裁に申し立てられたと聞いていますので、そうすると、日本の司法主権がなくなる、国の主権がなくなるということを意味するのではないかと、私たちは思っています。



その後に陳述した赤城智美さんは、アレルギーのお子さんを抱えているお母さんです。TPP 協定の第 8 章の TBT（貿易の技術的障害）によると、食品の表示などについて、「強制規格」「任意規格」などの適合手続きについて、アメリカの企業など利害関係者の意見を聴取し、そこに他の締約国が入ってその基準を決めるという形になります。そうすると、これは本当に大変なことで、表示もなくなるのではないかと思います。トーマス・カトウさんとも調べているのですが、アメリ

カでは牛肉の国産表示が、カナダとメキシコから訴えられ、原産国表示ができなくなりました。その条項は WTO のルールによるものですが、今回の TPP 協定の中でも準用しています。ということは、国産品であるという表示もなくなるという恐れが、かなり出てきたのではないかと思います。赤城さんは、アレルギー症やアトピー症のお子さんを持つ母親として、今回の TPP 協定が批准されることになったら大変だという話をしていただきました。

「市民として、母親として、子どもの将来への不安を訴えました」

生活協同組合パルシステム東京 理事長

原告 野々山理恵子



私も今日は 15 分ぐらいか思い、6 ページの陳述を用意していました。始まる前に辻先生に、「今日は陳述できませんよね？」と聞いたら、「ダメだろうね」と仰るのですっかり安心していたので、2 分で陳述をと言われてすごく慌ててしまったんですが、私は専門家でもありませんし、一人の市民と

して、また母親として、生協運動をしている代表として、子どもたちが将来暮らす社会がどうなってしまうのだろうか、TPP で大変不安に思うという気持ちを述べました。

何が不安かといえば、まずやはり、これまで秘密交渉であり、日本語の正文すらないということです。今日の裁判でも、仮訳の後に本訳が出るのかと弁護団が聞きましたが、「これで終わりです」と国は答弁しました。ということは、この仮訳のまま国会でも審議するということは本当に不安を覚えますし、なぜ日本政府は日本語の正文を求めなかったのだろうという疑念も沸くところです。

食の安全に関しては、TBT（貿易の技術的障害）や SPS（衛生植物検疫措置）の章で、それぞれ小委員会を設けて論議していく、調整していくということですので、政府は「大丈夫ですよ」と言いますが、今後どのように変わっていくのかわからないということで、大変不安に思っています。ぜひみなさんと一緒に、まだ止められるということを確認しながら、進めていきたいと思っています。

「農家への影響を個別に立証し、権利侵害として訴えていきたい」

TPP 交渉差止・違憲訴訟の会 訴訟代理人

弁護士 石崎明人

私は、TPP が農業に与える影響ということで、第 8 準備書面を出して要点を述べました。

今回明らかになった TPP では、まず例外なき関税撤廃という本質に従った規定があることが明らかになりました。「いずれの締約国も、この協定に別段の定めがある除くほかは、原産品について現行の関税の引き上げ、又は新たな関税を整備してはならない」ということで、将来的に現状以上の関税をかけてはならないとしています。今回、日本の農産物 2,328 の関税品目の中で、関税を廃止したのは 81%、うち 51%は即時撤廃となっています。例外として 19%残っていますが、関税割当や税率の削減、税率の維持が一部に留まるものもあるため、税率を維持したのはわずか 156 品目しかありません。



米や麦、牛肉、豚肉、乳製品、甘味資源作物などの重要作物については、585 品目のうち約 30%の 174 品目で関税を撤廃しています。重要品目以外では 98%の関税が撤廃ということになっています。

さらに、「締約国は、別段の定めを除くほかは、自国の関税表に従って漸進的に関税を撤廃する」との規定があります。また発効から 7 年後には、アメリカなどの求めがあれば、我が国はあらゆる品目の関税について、再協議をするとの規定も設けられています。

規定上は先延ばししてあるように思われますが、関税維持の担保はされておらず、いずれは関税が全て撤廃されてしまう可能性があります。これは TPP テキスト分析チームによる分析で、東京新聞の一面にも掲載されましたが、そうした懸念もあるということです。

それに対して政府の昨年 12 月の発表によれば、色々な対策をとれば、引き続き生産や農家所得は確保され、国内生産量は維持されると、大変楽観的な見通しがされています。ただ、米韓 FTA や NAFTA の例を見ても、農家に対する影響が大きいことは間違いなく、このような楽観的な見通しが果たして立つのかどうかということは大変疑問が残るところです。弁護団でも、改めて専門家に影響の試算をしてもらおうと考えています。

一方で、各都道府県や農協が独自の試算をしまして、北海道と静岡、長野、和歌山、茨城、滋賀などで出ている影響試算について述べています。かなり大きな影響が予想されるどころです。

農産物については、基本的に関税の話に絞っているのですが、関税が撤廃されて競争が激しくなり収入が減れば、それは人権侵害なのか、という話がありますが、我が国の農業というのは、外貨獲得以上に、食料自給率維持という極めて重要な役割があり、日本の自給率は昨年度、カロリーベースで39%、生産額ベースで64%と、主要先進国のなかでも最も低い数字を出しています。農林水産省も、食料安全保障という言葉を使っていますが、国民に対して食料の安定供給を確保することは、国の基本的な責務であり、食料・農業・農村基本法においても、不測時には、国は必要な策を講じると規定しています。こうした、食料自給率という国家の安全保障上、極めて重要な指針を持っているなかで、国策として農業は保護されてきたという歴史を述べました。

さらに農業の機能というのは、食料自給率だけではなく、農業の多面的機能というものを農水省が謳っています。農林水産大臣の諮問を受けた日本学術会議で、例えば洪水防止機能として年間3兆4,980億円の価値、河川流況安定機能として年間1兆4,633億円、地下水涵養機能は537億円、土壌侵食流出防止機能は3,318億円、土砂公害防止機能は4,782億円、有機性廃棄物分解機能は123億円、気候緩和機能は87億円、保健休養安らぎ機能は2兆3,758億円ということで、農村や農家が存在することによる色々な機能や価値があるということは、農林水産省自身が認めているところなんです。

こうした、ただ農家の収入が減るということだけでなく、日本にとって極めて重要な意味を有する農村、あるいは農業について、こんなにも簡単に自由貿易ということでも果たしてないがしろにしていいのかということも、今回問題提起したところなんです。

また、農業を生業として続けていらっしゃる方というのは、土地、生業は代々続くものとして受け継いだものであり、地域でコミュニティや家のあり方と密接不可分になっています。そんなに簡単に食料を買えとか、規模を小さくしろなどと、簡単にできるものではありません。私としては、憲法上の営業の自由、あるいは職業選択の自由のなかでも、とりわけ一層、最大限尊重されるべき事業形態であるということも述べました。

ただ今回は総論として出していますので、実際には農家の方が資産にとってどれぐらいの影響を受けるのか、ということも個別に立証したうえで、権利侵害ということもしっかり出していきたくと思っています。原告の方には、ぜひ農家の方、畜産業の方に協力いただいて、こちらが出した試算に基づいてどれぐらいの影響を受けるのかということも裁判でしっかり訴え、裁判長、及び裁判所に、農業における影響がどれほど深刻かということ

をしっかり訴えたいと思いますので、ぜひ弁護団にご協力をお申し出いただければと思います。

「主役は私たち原告です。口頭弁論を勝ち取っていきましょう」

TPP 交渉差止・違憲訴訟の会 副代表

原告 池住義憲

今日は成功したと思います。辻さんが、今日獲得したことを言ってくれました。まず、次回の 4 月 11 日で終わらないことを確認しました。次回、次々回以降と言いましたから、第 5 回、6 回、7 回と、年内はしっかり口頭弁論を続け、尋問を勝ち取っていくということです。

そして、原告の意見陳述は、「2 分でも 3 分でも」ではなく、「5 分でも 7 分でも」と言っていたら、もう少し行けたかもしれませんね（笑）。でもこれは、前回の口頭弁論からすれば、ここまで行くとは思いませんでした。勝ち取りましたね。つまり、口頭弁論は待っていては駄目なんですよ。勝ち取っていくものですよね。続けて行きましょう。



それから、請求の変更を認めさせたということも、これもはぐらかされたり、NO と言われたりするのではないかと心配していました。しかし、弁護団の説得力がありました。全面的に認めましたね。そこからスタートして、これからどのように進行していくかと、裁判長が話をしてくれました。これも勝ち取ったことの一つです。

今日は被告席は 10 人いましたが、3 人の裁判官と被告を向き合わさせることができたと思います。特に被告は、嫌々ながらですが、この裁判に向き合わざるを得ないかなという雰囲気です。立証計画を出させて、それに対して反論も出すと。イラク訴訟の時は、国側は一切反論しませんでした。反論したら負けると分かっていたから。今回は、ひどい反論ですが一応反論していますから、これは組み合って闘っていきましょう。そういう点で、今日私は痛快な思いでした。

TPP 協定は 2 月 4 日に署名されましたが、そこで明らかになっていることは、それまでにすでに権利侵害が発生しているということです。つまり、こんなに重要なことが知らさ

れずに進められていたということで、私たちの知る権利が侵害されたという、被侵害利益が私たちに存在しています。これは、今後何らかの形で明確に訴えていきたいと思います。それからもう一つは、署名によって、今まで私たちが危惧していたことが、より現実的になったということで、苦痛、不安、心配をより説得力を持って、証人尋問を勝ち取りながら、陳述も 5 分勝ち取りましょう。弁護団が準備書面を出してバックアップしながら、毎回の口頭弁論で 30 分は意見陳述を続けていくという形にしていきたいと思います。

最後に、私たちは裁判官論を主張しました。この裁判で、裁判官がどうあるべきかということ、私たちは論じることができました。「あなた方、3人の裁判官が制約されるのは、法と良心だけです」という言い方はしませんでした、言わんとすることはそういうことで、誰から圧力があっても、法と良心に基づいて、私たちの権利侵害をきちんと法廷で聴いて受け止めて、その原因は何か、それは憲法に照らしてどうなのかということ、明確に判断してもらい、裁定をしてくださいと。そのためにちゃんとプロセスを踏んでいきたいと思いますという主旨の裁判官論を言いました。次回以降もこういう裁判官論を言い続けていきたいと思います。

弁護団が頑張って、厳しいなかで準備書面を出し、物の見事にやっていただきました。弁護団が協力してくださいと言う場面が何回かありましたが、主役は私たち原告ですからね。その代理人として弁護団が組まれているわけですから、私たちが協力するのは当たり前で、もっと私たちの声を積極的に届けたり、人を紹介したりしていきましょう。大変な状況のなかですが、世論を盛り上げ、法廷での弁論を豊かにして、弁護団が理論を吸収し、イラク訴訟でも 3つの論と呼び、裁判運動として突き進みました。4月11日の次回裁判に向けて、さらに盛り上げて、内容を豊かにしていきましょう。次の世代、次の次の世代の人たちのために。ありがとうございました。